長久手市飼い主のいない猫の避妊・去勢手術費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　長久手市飼い主のいない猫の避妊・去勢手術費補助金（以下「補助金」という。）は、飼い主のいない猫の不必要な繁殖又は周囲に対する危害若しくは迷惑の未然防止を図るとともに、動物保護管理思想の高揚に資するため、市内に生息する飼い主のいない猫に避妊又は去勢手術（以下「手術」という。）及び耳カットを受けさせる者に対し、予算の範囲内において交付するものとする。その交付に関しては、長久手市補助金等交付規則（昭和６０年長久手町規則第６号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

　（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

　⑴　飼い主のいない猫　所有者がいない猫をいう。

　⑵　避妊手術　卵巣又は卵巣及び子宮摘出手術をいう。

　⑶　去勢手術　精巣の摘出手術をいう。

　⑷　耳カット　片方の耳の先端をＶ字に切り取る処置をいう。

（交付の対象）

第３条　補助金の交付の対象は、次に掲げる者とする。

⑴　長久手市に在住する者で、市内に生息する飼い主のいない猫に手術を受けさせるもの

⑵　その他市長が必要と認めたもの

（補助金額）

第４条　補助金の額は、手術に要した費用の２分の１の額とする。ただし、飼い主のいない猫１匹につき、避妊手術については１０，０００円、去勢手術については５，０００円を限度とし、その額に１００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

（補助金交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、手術の前に、市内に住所を有し、申請者と世帯を別にする者２人が署名した長久手市飼い主のいない猫の避妊・去勢手術費補助金交付申請書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。また、提出時に申請者本人であることを確認することができるものを明示しなければならない。

　（補助金決定通知）

第６条　市長は、前条の申請書の提出があったときには、申請内容を審査し、適当と認めるときは長久手市飼い主のいない猫の避妊・去勢手術費交付決定通知書（様式第２号。以下「決定通知書」という。）にて、不適当と認めるときは長久手市飼い主のいない猫の避妊・去勢手術費不交付決定通知書（様式第３号）にて通知するものとする。

（決定通知書の有効期限）

第７条　決定通知書の有効期限は、交付の日から起算して３０日又は同一年度の末日のいずれか早い期日までとする。

（完了報告）

第８条　手術を受けた申請者は、手術を実施した日から３０日を経過した日又は同一年度の末日のいずれか早い期日までに、長久手市飼い主のいない猫の避妊・去勢手術完了報告書（様式第４号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

　⑴　手術に要した経費の領収書

　⑵　手術を行った猫の写真（猫の全身及びＶ字カットが確認できるもの）

　（補助金交付額の確定）

第９条　市長は、前条の完了報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認める場合には、長久手市飼い主のいない猫の避妊・去勢手術費補助金交付額確定通知書（様式第５号）により通知するものとする。

　（補助金の請求）

第１０条　前条の規定により補助金の交付確定通知を受けた者は、速やかに長久手市飼い主のいない猫の避妊・去勢手術費補助金請求書（様式第６号）を市長に提出しなければならない。

　（補助金交付決定の取消し）

第１１条　市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の取消しを行うことができる。

⑴　不正な手段により補助金を受けたとき。

⑵　第９条に規定する審査の結果、不適当であると市長が認めたとき。

⑶　補助金の交付要綱に違反したとき。

２　市長は、前項の規定に基づき、補助金の交付決定を取り消した場合は、長久手市飼い主のいない猫の避妊・去勢手術費補助金交付取消通知書（様式第７号）により申請者に通知するものとする。

３　市長は、第１項の規定に基づき補助金の交付決定を取消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助対象者に対し、期限を定めて返還させることができる。

　（その他）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。